

中央大学通信教育部学生会横浜支部活動方針

(第 14 期：令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日分)

1. 基本方針

変わりつつある中央大学法学部通信教育課程において、常にその全体の利益を考えられる全国最大の学生会支部であり続けることを目標といたします。何よりも個人の自由を尊重しつつ、最善の選択肢を適時適切かつ安定的に提供し続けられる「選ばれ続ける学生会支部」を追求して参ります。

そのために、豊富な人的資源を最大限に活用し、質実剛健を基調とする学習・研究活動を縦軸、家族的情味を基調とする相互扶助・親睦活動を横軸として、引き続き複合的に展開して参ります。

そして、多くの先生方、卒業生、現役通教生ら、中央大学法学部通信教育課程所縁の自立した個人が自由に集い知識の蓄積・共有を行い得るネットワーク・ハブとしての機能を深化させ、変わりつつある社会においてそれぞれが思い描くそれぞれの「頭脳の資源化」の実現を継続的に支援して参ります。

2. 学習会について

これまでの活動実績を踏襲しつつ、36 回（累計 108 時間）を最低限の開講回数としてコミットするとともに、最大 40 回（累計 120 時間）以上の開講を目指して参ります。学生会神奈川支部との提携も維持し、合計で最大 64 回（累計 204 時間）以上の学習会の機会を提供することを目指します。

科目は、基本六法（憲法・刑法・民法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法）を網羅しつつ、それ以外の法律科目（労働法・行政法・知的財産法・環境法など）も開講いたします。先生方のご都合や開講可能回数にも依存するため、現時点で科目別の回数をコミットすることはできませんが、網羅性を担保するため、原則として、4 単位科目は各 2 回（90 分 4 コマ）を目安に開講することを目指します。

内容は、従来同様、有意義な「学業」の継続につながる有益な「道標」を提供するものといたします。

開講日は、土休日とします。開講時間は、午前の部は 9:30 から 12:40 まで、午後の部は 14:30 から 17:40 まで（提携する学生会神奈川支部の学習会は 13:55 から 17:45 まで）が標準となりますが、状況に応じて、例えば学習ガイダンスを開催する場合などには、多少前後させることといたします。

方式は、令和 4 年 7 月中旬までは、かながわ県民センターの改修工事に伴い、会議室を利用できないことから、オンライン学習会のみといたします。令和 4 年 7 月下旬以降は、原則として、かながわ県民センターにおいて対面授業方式の学習会を再開してまいります。当該学習会をリアルタイム配信することにより、オンライン学習会としても参加可能といたします（ハイフレックス型）。その頻度は、原則として、毎月 1 日ずつ（ツキイチ）とし、それ以外は、オンライン学習会といたします。当然ながら、コロナ禍が収束しない場合、原則として、オンライン学習会のみといたします。

コロナ禍が「収束」したとしても、完全に「終息」するまでは、いわゆる「密」を避ける観点から、対面授業方式の学習会の会場は、広さが必須となります。定員 48～60 名の会議室を土休日に利用する場合の各回の料金は、「午前の部」は 4,760 円、「午後の部」は 6,240 円です（他の会場は、さらに高額です。）。海外を含む遠隔地在住など様々な事情から対面授業方式の学習会には参加困難な支部員も多いこと、学習会の開講回数は減らしたくないこと、支部員年会費の値上げなどに行いたくないことなどを理事会において総合的に検討した結果、毎月 1 日ずつ（ツキイチ）が妥当と判断いたしました。

3. ランチミーティング・懇親会について

令和4年7月下旬以降、原則として、かながわ県民センターにおいてオンライン学習会としても参加可能な対面授業方式の学習会（ハイフレックス型）を毎月1日ずつ（ツキイチ）開講する日に、「午前の部」の終了後にランチミーティングを、「午後の部」（又は提携する学生会神奈川支部の学習会）の終了後に懇親会を、それぞれ開催してまいります。コロナ禍の「収束」の後、完全に「終息」するまでの間は、いわゆる「密」を避ける観点から、原則として、ランチミーティングについては広さを確保できる店において開催し、懇親会については定員制（必要に応じて事前予約制）といたします。

また、懇親会は、学習会と並んで当支部の活動の根幹を成すものであることに鑑み、コロナ禍の収束を前提として、学習会とは異なる日に、当支部主催の懇親会（拡大版ランチミーティングとして午後開催するものを含みます。）を開催することも検討してまいります。

4. 教員招請行事について

懇親会の開催が可能な状況となった場合、教員招請行事の独自の開催も検討してまいります。

科目は未定ですが、憲法・民法・刑法などの基本六法、「知的財産法」「行政法」「西洋法制史」などの既存科目に加え、「情報法」「社会保障法」「法社会学」「法と経済学」などを候補といたします。

開講方式は、宿泊を伴う「合宿ゼミ」ではなく、ゼミと懇親会〔一次会〕のみをセットとした「集中ゼミ」を原則といたします。これにより、諸事情で宿泊ができない教員招請行事参加希望者を積極的に受け入れるとともに、負荷の低い運営方式として継続性を担保いたします。ただし、リクエストが多い場合、宿泊を伴う「合宿ゼミ」という選択も排除しないものといたします。

いずれにせよ、全員参加型のゼミとし、参加者が個性を發揮しながら問題を評価・検討し、担当教員及び他の参加者と対話を重ね、実践的にアウトプットし得る能力の涵養を図るものといたします。

5. 学習ガイダンスについて

当支部主催学習ガイダンスは、「導入教育」に参加しても解消しなかった疑問や不安が解消されたという評価の声が少なくなく、出席者の当支部への定着率も際立って高いことから、原則として、初学者が多く参加すると思われる学習会の直前（対面授業方式の学習会の場合）又は直後（オンライン学習会の場合）の時間帯を中心に、上半期は4回、下半期は3回を目標として、開催してまいります。また、その場で使用する独自のガイダンス資料については、「導入教育」よりも実戦的な学習の進め方・お勧めの単位の修得方法・レポートの書き方などを中心に、本来は「導入教育」で扱うべきことを含め、既存の資料のブラッシュアップを図ってまいります。加えて、支部員ら有志による『よくわかる中大通教』的な資料の作成についても、当支部として、引き続き検討を進めてまいります。

6. 学習相談制度について

ランチミーティング及び懇親会の開催が可能な状況となった場合、これらを事実上制度の前提とする現役通教生向けの学習支援プログラムである学習相談制度について、運用を再開してまいります。

7. 予算について

令和4年7月中旬まではオンライン学習会のみ開講し、令和4年7月下旬以降は毎月1日ずつ（ツキイチ）かながわ県民センターにおいて対面授業方式の学習会を再開していくものの、オンライン学習会

としても参加可能（ハイフレックス型）とし、それ以外はオンライン学習会とする前提において、最大40回（累計120時間）以上という学習会の開講回数を維持することにより、繰越金の積極的な還元を図るため、前期繰越金から44,000円を取り崩す予算といたします。

収入に関しては、支部員年会費収入、聴講生聴講費収入、助成金収入及び寄附金収入のいずれも当期同額を見込む一方、広告料収入については、計上しないことといたします。支部員年会費については、事実上のプライスリーダーとして、活動の規模に比べ格段に低い現行の設定を据え置きます。収入全体としても、当期同額の951,500円を見込んでおります。

支出に関しては、通信費及び学生会神奈川支部包括的参加費は当期同額、学習会講師飲食費及び印刷費は第10期（コロナ禍以前）同額、諸雑費（事務用品費・支払手数料）は2,000円を見込み、学習会講師謝礼金は目標である年間40回分の予算を当初から計上しております。学習会会場使用料は、Zoom利用料金（年払）に、毎月1日ずつ（ツキイチ）かながわ県民センターにおいて対面授業方式の学習会を再開する費用を加え、77,430円を計上いたしました。さらに、予備費として堅実に92,055円を計上することにより、支出全体としては、995,500円を見込んでおります。

なお、経済情勢の急変等により、寄附金収入などが伸び悩んだ場合、やむを得ず学習会の開講回数等を調整する可能性がございます。この点は、ご了承ください。

8. 支部運営について

基本方針に従い、引き続き、当支部の強みを最大限に活かしつつ、活動の維持・拡大と継続的な改善に努めて参ります。標準化された運営プロセスの形式知化（文書化）に努めるとともに、これまで以上に情報基盤を積極的に活用し、意思決定の迅速化や運営プロセスの可視化、活動及び業務の適正を確保する体制の強化を図り、今年こそは、運営実務の継承（シェアを含みます。）を実現してまいります。

なお、学習会でも教員招請行事でもない「講演会」について、開催を検討してまいります。

9. 対外関係について

他の学生会支部やその他の中央大学法学部通信教育課程関連団体に対しては、善隣友好路線を基礎としつつ、引き続き是々非々にて対応してまいります。相互に良好かつ前向きな関係を深めている唯一の中央大学法学部通信教育課程卒業生の団体である中央大学信窓会（本部・神奈川支部）、提携する学生会神奈川支部、及びこれと同様に提携する学生会湘南支部、学生会さいたま支部、学生会千葉支部（南東地区会）とは、引き続き互恵的な友好関係を維持してまいります。

また、これら以外の他の学生会支部、並びに神奈川県を除く各都道府県の信窓会支部及び信窓会関連団体に対しては、原則として、善隣友好路線を基本方針といたしますが、攻撃的な姿勢、不合理な要求などに対しては、毅然とした態度で臨むものといたします。

なお、中央大学学員会を除く学外団体が関与する活動に対しては、調査に要する工数を削減する観点から、その目的、趣旨等の如何にかかわらず、一切、関わらないものといたします。

中央大学通信教育部ご当局に対しては、コロナ禍の下、引き続きイレギュラーな運営が継続していることに鑑み、事務的な確認等を除いて、原則として、要望、提言、お尋ね等はいりません。これまでの良好な信頼関係を維持しつつ、その施策に協力してまいります。

— 以上 —

この活動方針は、令和4年3月5日開催の定時総会において承認可決されました。